

**「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る
「活性化プロジェクト等連携事業」コーディネート業務委託
提案の評価要領**

1 評価基準及び評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別紙によるものとする。
- (2) 審査員がそれぞれ採点した評価点の平均値を、提案書の評価点とする。

2 審査員

総合企画局プロジェクト推進室事業推進担当部長

総合企画局プロジェクト推進室プロジェクト推進第二課長

北区役所地域力推進室企画課長

上京区役所地域力推進室企画課長

提案書の評価基準及び評価点

1 評価基準（評価項目及び配点）

評価項目		評価事項	配点
①	現状認識及び業務実施方針	・地域の現状、課題及び本業務の趣旨を的確に把握、理解し、業務実施方針を立てているか。	10 点
②	活性化プロジェクトとの連携	・活性化プロジェクトと連携し、取組の実施に向けて常に良好な関係を構築・維持できるか。	10 点
③	連携先の紹介等	・取組内容に応じた連携先等を紹介できるネットワークやつながりを持っているか。	10 点
④	連携の取組の実施	・連携の取組の実施に必要な業務をコーディネートし、活性化プロジェクト等と共に取組を実施できるか。	10 点
⑤	将来的な自走化	・持続可能な取組として、将来的な自走化につなげることができる提案であるか。	10 点
⑥	連携の取組の提案	・多様な視点から活性化につながる取組を提案できているか。	10 点
⑦	連携の範囲の拡大	・今後、エリア内の連携の範囲を広げていくことにつなげることができる提案か。	10 点
⑧	業務実施体制・業務実績	・本業務を確実に遂行するために必要な体制が確保・担保されているか（業務を実施するための知識や経験、ネットワークを含む。）。 ・提案内容に類似又は関連する業務を実施した実績があるか。	20 点
⑨	見積金額	・5 点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）	5 点
⑩	市内中小企業	・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者であるかどうか。	5 点

2 評価点

- (1) 評価項目：「現状認識及び業務実施方針」、「活性化プロジェクトとの連携」、「連携先の紹介等」、「連携の取組の実施」、「将来的な自走化」、「連携の取組の提案」、「連携の範囲の拡大」、「業務実施体制・業務実績」

次の5段階で評価する。

判定	評価	評価点（評価項目番号別）	
		①、②、③、④、 ⑤、⑥、⑦	⑧
A	極めて良好	10 点	20 点
B	良好	8 点	16 点
C	普通	6 点	12 点
D	やや不十分	4 点	8 点
E	不十分	2 点	4 点

- (2) 評価項目：「見積金額」

5 点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）

※ 小数点以下切り捨て

- (3) 評価項目：「市内中小企業」

京都市公契約基本条例における市内中小企業かどうかを次のとおり評価する。

判定	評価	評価点
A	該当する	5 点
B	該当しない	0 点